

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年 8 月27日
【会社名】	グローピング株式会社
【英訳名】	G l o b e - i n g I n c .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 福田 浩基
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山 3 丁目 1 番34号
【電話番号】	03-5454-0805（代表）
【事務連絡者氏名】	CF0上級執行役員 建林 秀明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山 3 丁目 1 番34号
【電話番号】	03-5454-0805（代表）
【事務連絡者氏名】	CF0上級執行役員 建林 秀明
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

1【提出理由】

2026年8月27日開催の当社第11回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2026年8月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、持株会社体制への移行を目的として、当社（2026年12月1日付で「WAOホールディングス株式会社」に商号変更予定。）を吸収分割会社とし、当社が100%出資により設立した株式会社グローピング吸収分割準備会社（以下「承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施することといたしました。本吸収分割においては、当社のグループ経営管理事業を除く全ての事業（以下「本承継事業」といいます。）に関する権利義務を、承継会社に承継させる予定であります。当社は、かかる承継を行うため、2026年7月15日付で、承継会社との間で吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）を締結しております。なお、本吸収分割の効力発生日は、2026年12月1日を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、2026年12月1日をもって持株会社体制へ移行する予定であります。これに伴い、第1号議案が原案どおり承認可決され、本吸収分割契約に従って本吸収分割の効力が発生することを条件として、現行定款第1条（商号）、第2条（目的）を変更するものであります。

また、今後の更なる経営基盤の強化及びコーポレート・ガバナンスの一層の拡充・強化を図るため、取締役及び監査役の員数の上限を見直すこととし、現行第20条（取締役の員数）及び第33条（監査役の員数）を変更し、併せて電子提供措置等の効力発生に関する附則を削除するものであります。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、田中耕平、中川和彦、福田浩基、輪島総介、米山恭右、田村誠一、高橋広敏及び坂本真樹を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 吸収分割契約承認の件	233,377	600	0	（注）2	可決 99.66
第2号議案 定款一部変更の件	231,231	2,746	0	（注）2	可決 98.75
第3号議案 取締役8名選任の件					
田中 耕平	222,887	11,090	0	（注）1	可決 95.18
中川 和彦	224,770	9,207	0	（注）1	可決 95.99
福田 浩基	232,033	1,944	0	（注）1	可決 99.09
輪島 総介	232,031	1,946	0	（注）1	可決 99.09
米山 恭右	232,072	1,905	0	（注）1	可決 99.10
田村 誠一	232,072	1,905	0	（注）1	可決 99.10
高橋 広敏	225,570	8,407	0	（注）1	可決 96.33
坂本 真樹	233,892	85	0	（注）1	可決 99.88

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以 上